

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	龍ヶ崎市 茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、茨城県低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金に関する事務では、総合福祉システム利用契約をしているが、利用先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和7年10月9日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金に関する事務
②事務の概要	「茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について」(令和4年9月28日付青家発第651号 茨城県知事通知)別紙支給要領、「茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年9月28日付青家発第652号 茨城県知事通知)別紙支給要領に基づき、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食料品やエネルギー等の物価高騰等の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活応援特別給付金を支給する。
③システムの名称	児童手当システム、児童扶養手当システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活応援特別給付金台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年内閣府告示第70号)の一部を改正する告示(令和4年デジタル庁告示第6号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号)の一部を改正する告示(令和4年デジタル庁・総務省告示第13号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども家庭センター
②所属長の役職名	福祉部こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部こども家庭センター 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部こども家庭センター 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、その他の書類と分別して保管し、施錠できる書棚への保管を徹底している。また、窓口にて本人から書類の提出を受けている際に書き損じ等が発生した場合は、速やかにシュレッダーにて廃棄し、本人と事務担当者以外の者の目に触れないように対応しているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年内閣府告示第70号)の一部を改正する告示(令和4年内閣府告示第6号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年内閣府告示第70号)の一部を改正する告示(令和4年デジタル庁告示第6号) 	事後	番号法改正のため。
令和7年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号)の一部を改正する告示(令和4年デジタル庁・総務省告示第13号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号)の一部を改正する告示(令和4年デジタル庁・総務省告示第13号) 	事後	番号法改正のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	特定個人情報を含む書類は、その他の書類と分別して保管し、施錠できる書棚への保管を徹底している。また、窓口にて本人から書類の提出を受けている際に書き損じ等が発生した場合は、速やかにシュレッダーにて廃棄し、本人と事務担当者以外の者の目に触れないように対応しているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更のため。
令和7年4月1日	11. もっとも優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	給付金に関する事務において、特定個人情報を含む書類は、その他の書類と分別して保管し、施錠できる書棚への保管を徹底している。また、窓口にて本人から書類の提出を受けている際に書き損じ等が発生した場合は、速やかにシュレッダーにて廃棄し、本人と事務担当者以外の者の目に触れないように対応しているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更のため。
令和7年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	①福祉部こども家庭課 ②福祉部こども家庭課長	①福祉部こども家庭センター ②福祉部こども家庭センター長	事後	部署名変更のため
令和7年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉部こども家庭課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	福祉部こども家庭センター 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部署名変更のため
令和7年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	福祉部こども家庭課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	福祉部こども家庭センター 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部署名変更のため